

港区立公園条例の一部を改正する条例

本案は、^{あけふね}明舟公園を新たに設置するものです。

【条例改正の背景】

虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業に伴い整備される公園について、令和6年7月中に工事が完了し、区が引渡しを受けることから、区立公園として条例に定めます。

【条例改正の内容】

公園の名称及び位置を定めます。

名 称 明舟公園

位 置 港区虎ノ門二丁目5番10号

【施行期日】

令和6年8月1日

【公園完成予定図】



【位置図】

